

治療用眼鏡等の保険適用について

令和6年4月
ニチバン健康保険組合

お子様が治療のために眼鏡を作った場合の保険適用は、次のようになっています。

■ 支給対象

「小児の弱視、斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズ」が支給対象となります。

近視や乱視等の、単純な視力補正のための眼鏡は保険適用外です。

また、斜視の矯正等に用いるアイパッチおよびフレネル膜プリズムについては保険適用外です。

■ 対象者

9歳未満の被扶養者□

■ 支給額の上限

小児弱視等の治療用眼鏡等について、療養費として支給する額には補装具毎に支給対象上限額があり、児童福祉法の規定に基づく補装具価格の100分の106(令和6年4月以降適用)に相当する額が支給対象上限額となります。

	上限額(令和6年4月1日以降)	上限額(令和6年3月以前)
眼鏡	(38,200円×1.06) = 40,492円	(36,700円×1.06) = 38,902円
コンタクトレンズ (1枚あたり)	(13,000円×1.06) = 13,780円	(15,400円×1.06) = 16,324円

※令和6年4月1日より基準価格改正

※ 上記の支給対象上限額を基準とし、実際支払った金額の7割(未就学児の場合は8割)相当分(円未満切捨て)が支給額となります。

(例) 8歳児の眼鏡購入時

30,000円の眼鏡を購入した場合 $30,000円 \times 0.7 = 21,000円$ を支給

50,000円の眼鏡を購入した場合 $40,492円 \times 0.7 = 28,344円$ を支給

■ 治療用眼鏡等の更新(作り直し)について

- 5歳未満の小児の治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等を1年以上装着期間がある場合のみ、療養費の支給対象となります。
- 5歳以上の小児の治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等を2年以上装着期間がある場合のみ、療養費の支給対象となります。

■ 提出書類

- 療養費支給申請書
- 医師の証明書(医師の作成指示書、患者の検査結果等)
- 領収証と明細書(内訳書)(原本)